

令和元年度
越谷市介護老人保健施設公募要項

令和元年8月

越谷市 福祉部 介護保険課

1 公募の趣旨

越谷市では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護老人保健施設の基盤整備を進めることとしていきます。

本公募は、質の高いサービスの提供体制の確立を目指し、より良いサービスを提供できる事業者を適正かつ公平に選定するために行うものです。

2 公募概要

サービス種類	整備数	公募圏域
介護老人保健施設	1施設（100床）	市内全域

※同一法人が複数申請することはできません。

（例：同一法人がA地での計画とB地での計画を申請する 等）

※越谷市では、基本的に、介護老人保健施設を市街化調整区域等で整備することを認めていません。もし、市街化調整区域等での整備をお考えの場合は、事前に関係部局と十分な調整が必要となります。また、市街化調整区域における整備計画については、選考において不利となる場合があります。

※農業振興地域の除外、農地転用、開発等の許可などの諸手続はそれぞれの担当部局と相談してください。

3 応募要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 医療法人又は社会福祉法人（新たに社会福祉法人を設立予定の者）であること。
※新たに社会福祉法人を設立予定の者は、法人認可を申請する場合は、市福祉指導監査課等に対し認可申請を行うこと。
- 介護保険法第94条第3項各号の規定に該当しないこと。
- 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。
- 国税及び県税等を滞納していないこと。
- 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- 過去に所轄庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な問題等を起こしていないこと。
- 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定を受けるものであること。
- 計画地については、用地が確実に確保できるとともに、法令等に基づき必要な許認可等が得られる用地であること。
- 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること。

- 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、意欲を有していること。
 - 令和2年度末までにサービス提供が開始できること。
 - 原則、法人の自己所有地であること（ただし、借地でも認められる場合があるので相談すること。）。
- ※その他、詳細については、「越谷市介護老人保健施設設置の手引」を必ず確認してください。

4 応募の手続き

(1) 事前相談

事前相談は、下記の提出窓口で随時、受け付けます（任意）。予め電話で予約の上、ご来庁ください。

(2) 応募の受付期間

本公募への申込みを希望する事業者は、下記のとおり応募書類を提出してください。

受付期間	提出窓口
令和元年9月17日（火）～9月30日（月） （土曜・日曜・祝日を除く。） 8時30分から17時15分まで（時間厳守） ※予め電話で予約の上、ご来庁ください。 ※郵送による書類の提出は受け付けません。	越谷市 介護保険課 計画担当 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号 電 話 048-963-9305 FAX 048-965-3289

(3) 提出部数

正本1部、副本15部の合計16部

※副本は、正本をコピーしたもので可

(4) 提出書類

「越谷市介護老人保健施設設置の手引き」を参照してください。

書類の様式は、越谷市ホームページからダウンロードしてください。

「越谷市トップページ」⇒「暮らし・市政」⇒「福祉・保健医療」⇒「介護保険」

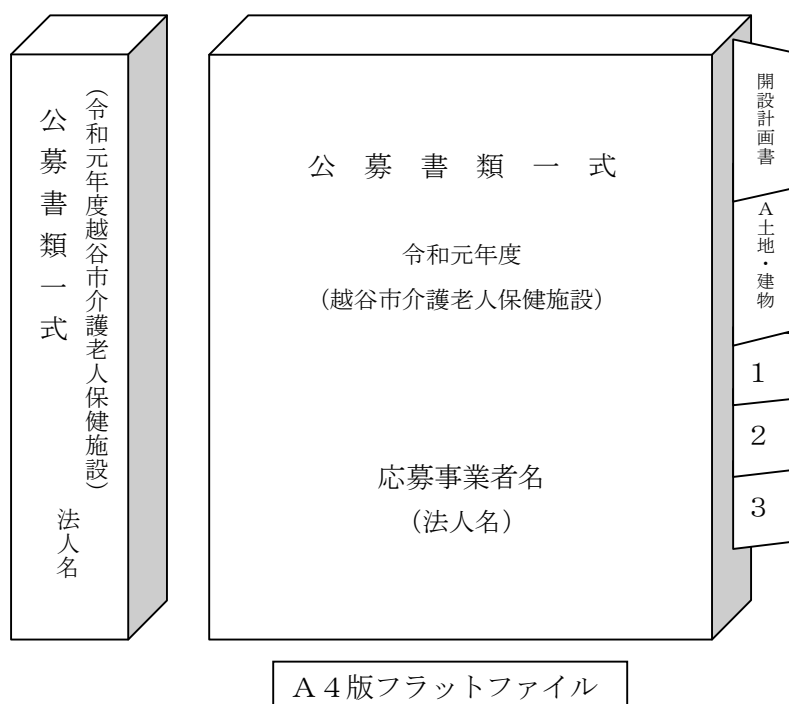
⇒「介護保険事業者指定・届出関係」⇒「施設整備」

⇒「令和元年度越谷市介護老人保健施設の公募について」

(5) 作成上の注意

- 書類は原則としてA4版で作成し、**青色**のフラットファイルに綴じてください。
- 図面はA3版で作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。
- 書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを付してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。

<提出書類の綴じ方の参考例>



※市に対して提出する書類（印鑑証明、身分証明、謄本、残高証明書等）→原本とする。

〔印鑑証明、身分証明、謄本は申請日の3か月前までに発行されたものを添付〕

※法人と理事等の間で交わされる書類（贈与契約書等）→写し(原本証明付)とする。

(原本証明例)

原本と相違ないことを証明します。
年 月 日
(仮称) 社会福祉法人〇〇会
設立代表者 **実印**

5 選定方法

(1) 書類審査

応募した法人から提出された申請書類に基づき、書類審査を行います。

(2) ヒアリング審査

書類審査後、法人の代表者等から施設の運営方針等についてヒアリングを行い、事業に対する考え方を総合的に評価する審査を行います。

(3) 選考結果

選考結果については、応募のあった応募者に対し文書で通知します。

選考結果についての電話・文書等による問い合わせには応じません。なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

6 スケジュール

・応募受付	令和元年 9月17日(火)～ 9月30日(月)
・書類審査 ・ヒアリング審査 ・審査会	9月～12月(予定) ※ヒアリングの日時については、後日、本市から連絡します。
・選定結果通知	令和元年12月(予定)

7 留意事項

- ・申請者は、申請書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- ・応募書類に不足・不備がある場合は、受付できませんので注意してください。
- ・応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は、原則、認められません。市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
- ・応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- ・提出された申請書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、本市は事業者の公表等、必要な場合には申請書類等の内容が無償で使用できるものとします。
- ・申請書類の提出に要する費用については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- ・次の①又は②に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
 - ①提出された書類の内容に、重大な不備及び虚偽があったと認められる場合
 - ②重要な事項(整備予定地、サービス種別、定員等)の変更があった場合
- ・応募を取り下げの場合は、速やかに応募申請取下書(任意様式)を市に提出してください。
- ・選定は、介護保険法上の許可を確約したものではありません。
- ・選定以降であっても、整備計画に重大な不備等があることが判明した場合には、当該選定を取り消します。
- ・地元自治会等に事業計画を説明し、又は関係機関等と協議する際には、これから選定があることを十分説明し、すでに決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- ・他の申請法人の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。

8 問合わせ先

越谷市 福祉部 介護保険課 計画担当

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-963-9305

FAX：048-963-3289

Email：kaigo@city.koshigaya.lg.jp